

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集（株）インタープリント （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

平成三十年
十二月二十五日
号外（八五）

（火曜日）

目次

警察本部訓令

宿日直手当の額を定める規程の一部改正……………一

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第18号

警察本部
警察学校
警察署

宿日直手当の額を定める規程（昭和51年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月25日

大分県警察本部長 石川 泰三

第1条中「4,200円」を「4,400円」に、「2,100円」を「2,200円」に改める。

第2条中「7,200円」を「7,400円」に、「3,600円」を「3,700円」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年12月25日から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規程の規定は、同年4月1日から適用する。

平成三十年十二月二十五日

大分県報号外（警察本部訓令）

一